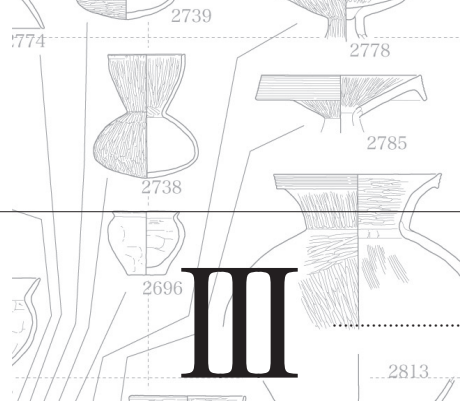




樋上 昇
noboru higami

八王子遺跡の古代をめぐる諸問題

1 古代の郷名比定について

第1分冊の歴史的環境でも述べたように、八王子遺跡周辺は古代の中嶋郡に属する。天平6(734)年の『尾張国正税帳』によると、郡司の定員から中嶋郡は大・上・中・下・小郡のうち、上郡であることがわかる。上郡には12～15の郷が置かれていた。そのうち、現在も郷名がわかっているのは、『和名類聚抄』(931～938年)に記載された美和・神戸・拝師・小塞・三宅・茜部・石作・日部・川崎の9郷である。このほかにも、『尾張国正税帳』には嚮原里(郷)が、また、平城宮からは牧沼郷と書かれた木簡が出土している(『新修 稲沢市史 本文編上』1990による)。

1977年刊行の『新編 一宮市史 本文編上』には、新井喜久男氏によって、前記9郷の所在地比定がなされている(図1)。まず、美和郷は、一宮市大字佐千原・大字高田、浅井町東浅井・西浅井などを含む地域。神戸郷は一宮市今伊勢町本神戸・新神戸など伊勢神宮の神戸のおかれた地。拝師郷は一宮市大和町宮地花池・北高井、萩原町林野等を含む地域。小塞郷は一宮市萩原町中島を含む地域。三宅郷は中島郡平和町三宅、稲沢市大塚・長束等を含む地域。茜部郷は稲沢市稲島周辺。石作郷は海部郡美和町古道、甚目寺町石作等を中心とする地域。日部郷は稲沢市日下部を中心とする地域。川崎郷は一宮市大和町於保・宮地花池、稲沢市赤池・陸田・長野・子生和・井之口・長束を含む地域。とされている。1998年刊行の『尾

西市史 通史編上巻』においても、福岡猛志氏によって上記郷名比定の妥当性がほぼ追認されている。

八王子遺跡はこのうちの、拝師郷に所在していた可能性が高い。妙興寺文書の嘉慶2(1388)年8月13日付の妙興寺領坪付注文に「拝師郷内穴田借屋須賀」とあり(平凡社『愛知県の地名』1981による)、この借屋須賀が現在の荻安賀であることはまず間違いない。とすれば、その北に位置する八王子遺跡が拝師郷に含まれることはほぼ確実といえる。

2 後・終末期群集墳と古代寺院の分布をめぐる問題

2001年2月に開催された第8回東海考古学フォーラム三河大会のテーマは『東海の後期古墳を考える』であった。このなかで鈴木一有氏は、「(6世紀中葉～7世紀前葉頃には)美濃や西遠江のように100基を超えるような大群集墳が多くみられる地域が存在するっぽう、尾張や西三河のように群集墳の築造が低調な地域も知られる」とし、さらに「美濃地域においては古墳の首長系譜と白鳳寺院が対応するが、東海地方においてはむしろ特殊な事例といえる。美濃と中央政府との緊密な関係が想定できる所以である」とされている*。

また、服部信博氏は愛知県埋蔵文化財センターの『年報 平成4年度』(1993年刊行)に「古代尾張をめぐる若干の問題」を発表し、そのなか

* 鈴木一有 2001『東海地方における後期古墳の特質』『東海の後期古墳を考える』第8回東海考古学フォーラム三河大会資料



で「後期群集墳・小古墳の分布は、(中略) 基本的に大型古墳の分布と同様に引き続き『尾張』東部の洪積台地・丘陵部を中心に展開し、平野部における分布はほとんど認められない」とし、さらに「一宮市北部の犬山扇状地扇端部周辺(浅井古墳群)や瀬戸市を中心とした丘陵域(穴田古墳群他)等に新たに群集墳が築造される地域が登場し、(中略) これら新たな地域への古墳の出現は時代の進行とともに未開拓地域への開発が進み、エクネーメが拡大したことを示していると言えよう」とし、浅井古墳群を唯一の例外として、尾張低地

部には後・終末期群集墳の展開がなかったととらえている。ところが、その尾張低地部(中嶋・海部郡)に7・8世紀代には古代寺院が爆発的に分布し、延喜式内社が多数(中嶋郡30座・海部郡8座)進出していることを指摘する。古代の尾張には、熱田台地を中心に古墳時代以来の大豪族尾張氏が盤踞しているのに対して、8世紀に国府・国分寺が置かれた地が、この熱田台地から離れた中嶋郡であった点に服部氏は注目し、中央政府が尾張氏を牽制するために「在地勢力が希薄で、新たな勢力が入りやすい環境にあった中嶋郡に国府を

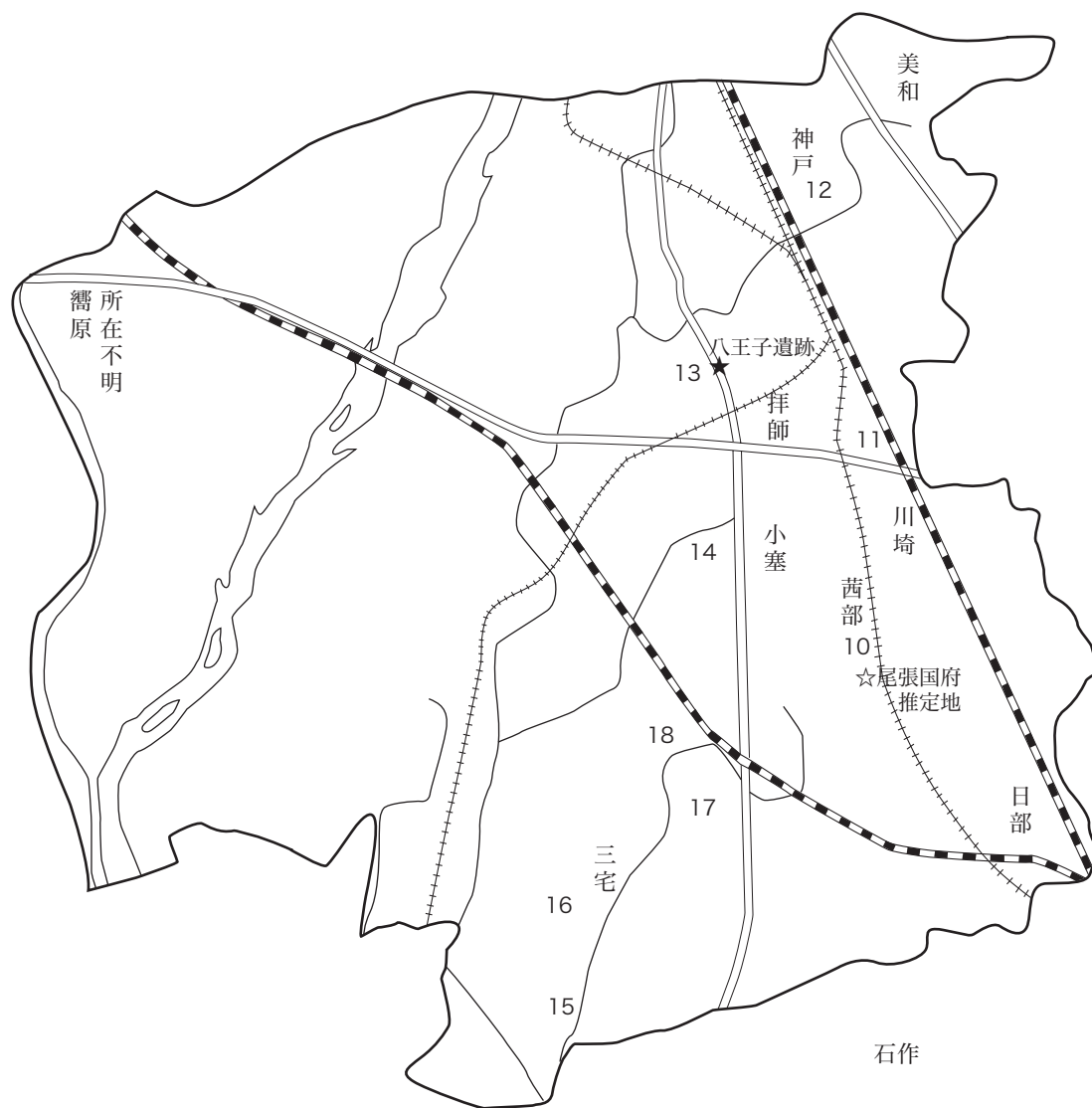


図1 一宮市史本文編による中嶋郡の郷名比定地(梶山 1997 による古代寺院番号を加筆)

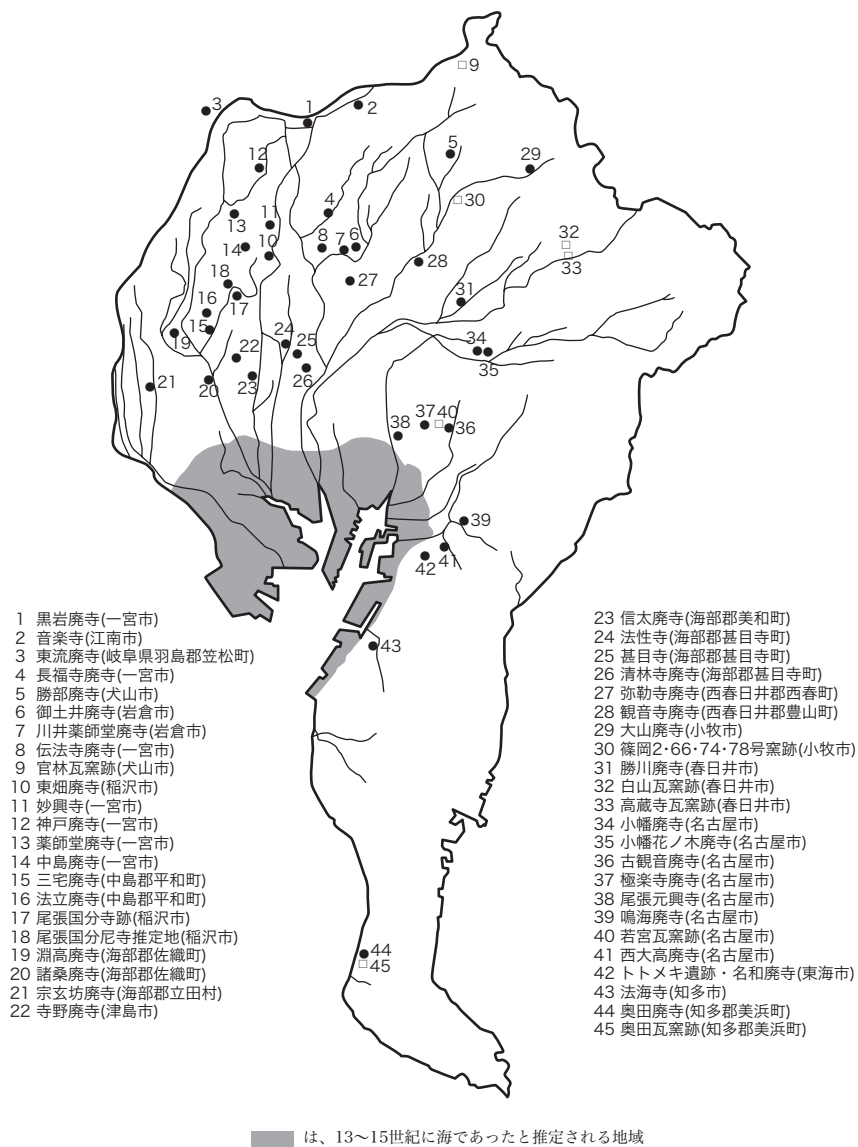


図 2 尾張の古代寺院と瓦窯跡の分布図(梶山 1997)

創建年代 郡	7世紀中頃	7世紀後半	8 世 紀
葉 栗 郡		黒岩廃寺・東流廃寺	音楽寺
丹 羽 郡	長福寺廃寺	伝法寺廃寺 御土井廃寺 川井薬師堂廃寺	勝部廃寺
中 嶋 郡		東畑廃寺・三宅廃寺 薬師堂廃寺	妙興寺廃寺・中島廃寺 神戸廃寺・法立廃寺 尾張国分寺 尾張国分尼寺
海 部 郡		甚目寺・清林寺 法性寺・寺野廃寺 宗玄坊廃寺	篠田廃寺・淵高廃寺 諸桑廃寺
春 部 郡		弥勒寺廃寺・大山廃寺 勝川廃寺	観音寺廃寺
山 田 郡			小幡廃寺・小幡花ノ木廃寺
愛 智 郡	尾張元興寺	極楽寺廃寺 西大高廃寺	古観音廃寺 鳴海廃寺
知 多 郡		法海寺 奥田廃寺 トトメキ遺跡 (名和廃寺)	

表 1 尾張国古代寺院創建年代一覧(梶山 1997)



設置するすることになったと想定」している。

はたして尾張低地部が、6世紀中葉～7世紀代の群集墳が希薄な地域であり、7世紀後半～8世紀に爆発的に増える古代寺院の分布のあり方は、中央政府が中嶋郡に国府を設置するために、熱田台地を支配する大豪族尾張氏を牽制し、在地の中小豪族を懐柔した結果によるものなのであろうか。確かに、一見すると尾張低地部（葉栗・中嶋・海部郡）の後・終末期群集墳は浅井古墳群（7世紀後半）しかなく、それ以南の地域には古墳は存在しないようにみえる。しかしながら、5世紀後半に築造が始まる今伊勢古墳群は7世紀後半まで続いている。さらに、今回の八王子遺跡の調査において、6世紀中葉～7世紀後半の、ほぼ完全に削平された群集墳の存在が知られるようになった。八王子遺跡の北西には内面に赤彩を施した5世紀後半の須恵器高杯3点が出土した伝治越遺跡の存在が知られている*。土坑状の遺構から出土したとされているが、隣接する神社の境内地は周辺の水田に較べて高いことから、筆者は古墳の可能性も考えている。もしこの伝治越遺跡が5世紀後半頃の古墳であるならば、八王子古墳群は5世紀後半から7世紀後半まで存続する群集墳に位置づけられる。八王子遺跡の南西約1kmに所在する山中遺跡においても削平された6世紀代の円墳（直径約14m）を確認している**。また、江戸期の『尾張名所図会』荻安賀の項では荻安賀塚という名の塚が描かれている。これが西尾張中央道建設で滅失した蛇塚と別のものであれば、荻安賀集落の近辺にも古墳があったことになる。八王子古墳群は南の荻安賀から山中遺跡周辺にまで広がっていた可能性が高い。

このほか尾張低地部では、葉栗郡木曾川町門間沼遺跡でも5世紀末から7世紀初頭にかけての円墳が4基確認されている***。いずれも墳丘は完全に削平をうけていた。最近では、海拔ゼロメートル地帯の海部郡佐織町川田遺跡で5世紀末頃の円墳が発掘調査で明らかとなっている****。このように、尾張低地部には、早いところで5世

紀末、遅いところでも6世紀中葉には群集墳の築造が開始されており、そのうちのいくつかは7世紀後半頃まで存続している実態が明らかになりつつある。これらの古墳はいずれも沖積低地に位置するためかなり早い段階に削平をうけ、水田化によって埋没したために現地表面では確認できなかっただけなのである。それでも第1分冊の歴史的環境の地図で示したようにかなりの数の古墳が近年まで存在していたことがわかっているの、削平をうけた古墳を含めれば、実際にはかなりの古墳が尾張低地部には存在していたことになる。

ここで注目されるのは、これら後・終末期群集墳の分布が、先に示した古代の郷の単位にほぼ一致している点である。すなわち、八王子古墳群は中嶋郡拝師郷、今伊勢古墳群は同じく中嶋郡の神戸郷、門間沼遺跡の古墳群は葉栗郡大毛郷、そして浅井古墳群は葉栗郡葉栗郷にほぼ該当する。この郷は、古代の行政単位であるが、地理的な区分とするよりは、実際の人々の生活単位により近いものであったとされている。尾張低地部における古代の郷に相当する生活単位、すなわち在地豪族の勢力拠点は5世紀後半から6世紀中葉頃には形成されていたことになる。

さらに注目すべき点としては、これらのちの郷に相当する地域単位では、後・終末期群集墳の築造が終了する7世紀末から8世紀前半にそれぞれ古代寺院が造営されているのである。八王子古墳群には薬師堂廃寺が、今伊勢古墳群には神戸廃寺が、浅井古墳群には黒岩廃寺が、そして先に触れた川田遺跡には淵高廃寺が隣接している。つまり、後・終末期群集墳と古代寺院はそれぞれ異なる勢力によって築かれたものではなく、古墳に葬られた人々の末裔である在地豪族層によって古代寺院が造営されているのである。弥生時代後期から古墳時代前期の集落群と後・終末期群集墳の間は、第1分冊でも触れたように、4世紀後半～5世紀前半頃に頻発したとみられる木曾川下流域一帯の洪水により、断絶している可能性が高いが、

* 大参義一・岩野見司 1974 「伝治越遺跡」『新編 一宮市史 資料編四』

** 石黒立人 1993 『山中遺跡Ⅱ』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第45集

*** 石黒立人 1999 『門間沼遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第80集

**** 木川正夫 2000 「川田遺跡」『平成11年度愛知県埋蔵文化財センター 年報』



5世紀後半以降はほぼ8世紀代まで在地豪族層による支配領域は一定しているとみてよい。

特に、国府が置かれた中嶋郡では、図1・2のように、神戸郷には神戸廃寺、拝師郷には薬師堂廃寺、川崎郷には妙興寺（廃寺）、小塞郷には中島廃寺、茜部郷には東畑廃寺、そして三宅郷には法立廃寺・三宅廃寺というように、ほぼ郷単位で古代寺院を有しているのである*。おそらくこれら古代寺院をもつ郷には、それに先行する群集墳が地下に眠っている可能性が高いと筆者は考えている。

このようにみてくると、尾張低地部は鈴木氏のように100基を超える群集墳はないかもしれないが、決して群集墳の築造は低調ではなく、しかも美濃だけの特殊事例とされた古墳の首長系譜と白鳳寺院の対応関係は尾張においてもきわめて明確に認められることがわかる。とすれば、服部氏が考えたように、中央政府が尾張氏への対抗措置として、在地に強い勢力基盤がない中嶋郡に国府を置いたとする説に対しても、完全に否定することはできないまでも、再考の余地があるとおもわれる。

ついでながら述べておくが、尾張の古代寺院に関しては、正式な発掘調査が行なわれた例が非常に少ないため、付近で採取された瓦の瓦当紋様や製作技法を畿内など他地域と比較して年代を決めているのが現状である。しかし、今回の八王子遺跡の調査で、隣接する薬師堂廃寺を造営した豪族層の居住地とみられる集落の存在が明らかになったことから、集落の所属時期から間接的にはあるが、寺院の創建時期を推定できるようになった。八王子遺跡では、7世紀末～8世紀初頭に掘立柱建物を主体とする屋敷地が出現する。このことから、薬師堂廃寺の創建時期も従来いわれてきた7世紀後半よりもやや新しくなる可能性が高い。ここまで述べてきたように、尾張低地部には7世紀後半まで、普遍的に群集墳築造が継続している蓋然性が高いことから、従来7世紀後半とされてきた多くの古代寺院の創建時期も7世紀末～8

世紀初頭まで下げるべきではないかと筆者は考えている。

3 畿内系土師器をめぐる問題

八王子遺跡からは、比較的まとまった量の畿内系土師器が出土した。畿内系土師器とは、7～8世紀に、飛鳥・藤原・平城宮（京）で用いられた食器で、精製された粘土を用い、赤焼きの内外面にヘラミガキによる金属器の光沢を模した暗紋を有する土師器の一群で、暗紋土師器とも呼ばれている。本来は律令官人らが都城で使用するものであるため、畿内のなかでも都城周辺（大和・河内など）からのみ出土するものとされてきた。しかしながら、近年全国各地の終末期古墳・官衙・寺院跡などから同様の土師器が多数出土するようになってきた。1986年に林部均氏は「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」と題する論文を発表し、主として東日本から出土する暗紋土師器を「畿内産土師器」として定義づけを行なった**。その後、林部氏は西日本も含めた全国の「畿内産土師器」を集成し、これらの土師器が律令国家の地域支配と深いかかわりをもっていることを明らかにした。しかしその後、「古代の土器研究会」を中心に、林部氏が定義した「畿内産土師器」の見直しを行ない、そのなかには明らかに畿内以外の地域でつくられた土師器が存在しているとして、「畿内産土師器」ではなく、他地域産のものについては「畿内系土師器」あるいは「畿内風土師器」***とすべきであるとの意見もみられる。ただ、畿内で作られた「畿内産土師器」と畿内以外で作られた「畿内系土師器」の線引きについては、明確な基準がないことから、人によって違うのが現状である。2000年2月5・6日に奈良国立文化財研究所（現・独立行政法人奈良文化財研究所）において、「古代土師器の生産と流通―畿内産土師器の各地への展開―」と題する研究会が開かれ、全国の畿内産（系）土師器の集成・検討がなされ

* 古代寺院の分布図および編年表は、梶山勝 1997「地方豪族と仏教」『新修 名古屋市史』第1巻を引用

** 林部均 1986「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」『考古学雑誌』第72巻1号

*** 福田明美 1999「千葉県におけるいわゆる畿内産土師器の再検討」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集



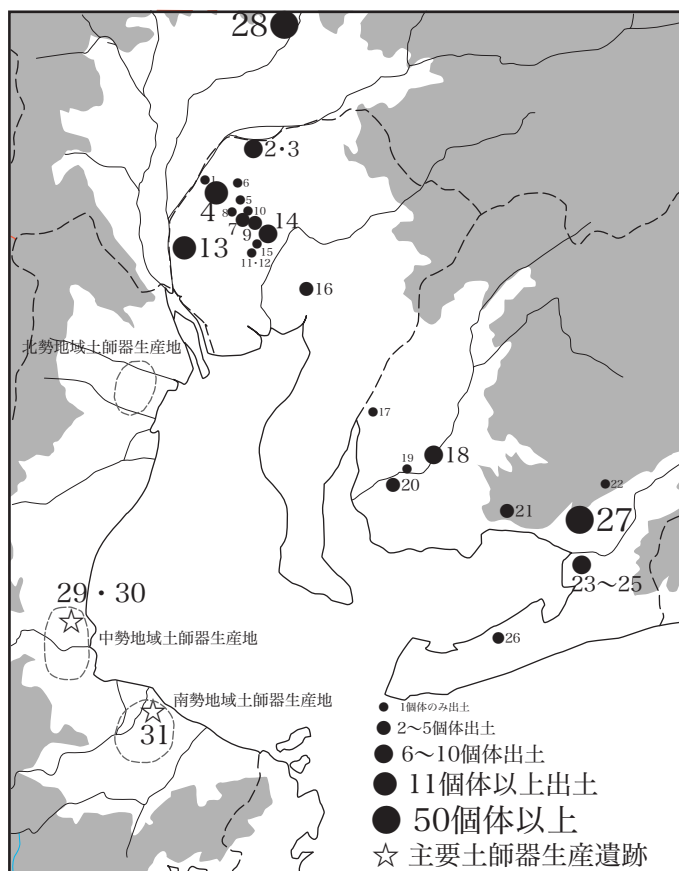
た*。しかしながら、前述の問題は未だ解決していない。

そこで、今回の八王子遺跡の報告書作成にあたって、愛知県内出土の「畿内産（系）土師器」を中心に、東海地方各地の資料を集めて胎土分析を行ない、理化学的な方法によって畿内産と畿内系の境界をみきわめ、畿内系土師器の生産地を推定しようと試みた。分析の方法と内容は、1. 土器の薄片資料を作成して顕微鏡観察を行ない、胎土に含まれる鉱物や微化石から粘土の産地を推定する方法と、2. 土器片を粉末にして固めたうえで、蛍光X線による化学組成の分析をして類似したものをグルーピングする方法の2種類を行なった。分析手順と結果については、第1分冊の胎土分析の項を参照していただきたい。

近年、三重県内で、多量の畿内系土師器の出土

が報告されつつある。地域的には、桑名・四日市市周辺の北勢地域、津市南部から一志郡周辺の中勢地域、多気郡明和町周辺の南勢地域のほぼ3ヶ所に集中している。このうち、南勢地域に関しては、斎宮跡に近接した北野遺跡や水池遺跡などにおいて、土師器焼成遺構が確認されている**。ここでつくられた土師器が斎宮跡から大量に出土することから、主として斎宮に供給するための土師器生産地であることがわかっている。時期的には8世紀代が中心である。色調は赤みが強く、器形・ヘラミガキともに畿内のものとはやや異なる。

北勢地域に関しては、四日市市西ヶ谷遺跡など、複数の遺跡でやはり土師器焼成遺構が確認されているが、出土する遺跡によって胎土・製作技法・器形などが異なることから、南勢地域のようなある特定地域に供給するためにまとめて土師器を



1. 大平遺跡（尾西市）
2. 大毛池田遺跡（一宮市）
3. 大毛沖遺跡（一宮市）
4. 八王子遺跡（一宮市）
5. 三ツ井遺跡（一宮市）
6. 高畑遺跡（一宮市）
7. 尾張国府推定地（稲沢市）
8. 東畑廃寺（稲沢市）
9. 北市場屋敷遺跡（稲沢市）
10. 清敷遺跡（稲沢市）
11. 大淵遺跡（甚目寺町）
12. 甚目寺遺跡（甚目寺町）
13. 川田遺跡（佐織町）
14. 清洲城下町遺跡（清洲町）
15. 廻間遺跡（清洲町）
16. 東古渡町遺跡（名古屋市中区）
17. 芋川遺跡（刈谷市）
18. 矢作川河床遺跡（岡崎市）
19. 加美遺跡（安城市）
20. 住崎遺跡（西尾市）
21. 西川原1号墳（幡豆町）
22. 膳棚2号墳（一宮町）
23. 市道遺跡（豊橋市）
24. 公文遺跡（豊橋市）
25. さんまい貝塚（豊橋市）
26. 山崎遺跡（田原町）
27. 三河国府跡（豊川市）
28. 弥勒寺東遺跡（岐阜県関市）
29. 堀田遺跡（三重県一志郡嬉野町）
30. 片野遺跡（三重県一志郡一志町）
31. 北野遺跡（三重県多気郡明和町）

図3 畿内系土師器出土遺跡分布図

* 奈良国立文化財研究所 2000 『古代土師器の生産と流通－畿内産土師器の各地への展開－』 奈良国立文化財研究所所内特別研究 資料集

** 三重県埋蔵文化財センター 1998 『研究紀要第7号－土師器焼成坑と古代土器の生産と流通－』



製作しているとは考えにくい状況であり、北勢地域産といった明確な定義づけも現状ではまだできていない。なかには赤彩を施す例も認められる。

最後に中勢地域だが、雲出川下流域を中心に、多数の遺跡から畿内系土師器が出土している。特に一志郡一志町片野遺跡では、土師器焼成遺構こそみつかっていないものの、土坑内から 500 個体以上におよぼほぼ完形の畿内系土師器がまとまって出土している*。片野遺跡に隣接する嬉野町堀田遺跡からも多量の畿内系土師器が出土している。このほか、同町平生遺跡、津市雲出島貫遺跡、高茶屋大垣内遺跡などからも多数出土しており、この地域はかなりまとまった畿内系土師器の生産地であることが判明しつつある。この中勢地域産の畿内系土師器はさわめて精製された胎土と丁寧なヘラミガキが特徴で、器形も畿内産のものと酷似しているが、杯 A はやや深手で、平底であり、体部の立ち上がりが直角に近く、体部から口縁部にかけて屈曲が少ない箱形に近い器形である。杯 C は底部と口縁部の境が、外面からの指押さえのために強く屈曲するものが多い。皿 A は口縁端部を強く内側につまみ出して、上端をなでて面取りを行なっている。いずれも内面に放射状暗紋を施さない例が散見され、また内外面に黒斑を有するものが多い点にも特徴がある。時期的には南勢地域とは異なり、7 世紀後半～8 世紀前半にほぼ限定され、斎宮跡からの出土例は比較的少ない。

愛知県内出土の畿内産（系）土師器のうち、この中勢地域（以下、一志郡とする）産の特徴を有する一群に関しては、考古学的な面からも抽出が可能である。今回胎土分析を行なったなかでは、一宮市大毛池田遺跡出土の杯 A（32・34）、海部郡甚目寺町大渕遺跡出土の杯 A（48）、西春日井郡清洲町清洲城下町遺跡出土の皿（50～53）がこの一志郡産の特徴を有している。胎土分析の結果でも、大渕遺跡の杯 A、清洲城下町遺跡出土の皿 B？（53）のほか、八王子遺跡出土の杯 C（1198）・高杯脚部（1205）は胎土にザクロ石を含む点から、雲出川下流域の一志郡産でほぼ間違

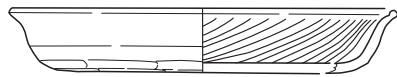
いないとの結論が得られた（第 1 分冊の胎土分析結果一覧表では堀田・片野に分類）。さらに、八王子遺跡の皿 A（1191）・杯蓋 B ツマミ（1212）、大毛池田遺跡の杯 A（32・34）、幡豆郡幡豆町西川原 1 号墳出土の杯 B 蓋（56）・杯 C（57）・岐阜県関市弥勒寺東遺跡の杯 A（70）も一志郡産である可能性が高いとされている（一覧表では八王子土師器Ⅱに分類）。このほかに蛍光 X 線分析によるグルーピングから、八王子遺跡出土の畿内産（系）土師器のうち、1200（高杯杯部）と 1205、清洲城下町遺跡の 53 と 51（皿 A）・海部郡佐織町川田遺跡の皿 A（39・41）、西川原 1 号墳出土の一群（56～60）、弥勒寺東遺跡の 70 と 71（皿？）が、それぞれにほぼ同一の化学組成をもつことがわかった。また、八王子遺跡の 1196（杯 C）は 1198 と器形・製作技法・肉眼による胎土観察の点で近い特徴をもつことから、1196 もやはり一志郡産の可能性が高い。いずれも形態の特徴などから、都城の土器編年に照らし合わせると、飛鳥Ⅳ（7 世紀第 4 四半期）～平城Ⅱ（8 世紀前半）に相当する。

次に、畿内産土師器の可能性が高い一群について説明する。今回、胎土分析用の資料として、畿内（大和・河内など）から出土した土師器を手に入れることは残念ながらできなかった。しかしながら、八王子出土資料のなかで、複数の研究者にみていただいた結果、まず間違いなく畿内産であろうという一群を抽出し、これを基準とした。1187～1190・1192・1193・1195・1202・1203・1209・1213 がそれである。胎土分析の結果では、この一群からは胎土の特徴が細粒質であるとの結果が得られた。このほか、大毛池田遺跡の杯 A（31）、大毛沖遺跡の杯 A（37）、三ツ井遺跡の杯 C も畿内産である可能性が高い。時期的には飛鳥Ⅳ～平城Ⅲ（8 世紀中葉）までの幅をもち、一志郡産よりも下限の時期が下る資料が含まれる。

また、西三河の安城市加美遺跡の杯 A（61）、西尾市住崎遺跡の一群（62～64）については、

* 上村安生 2001 「南勢地域の伊勢産土師器について」『第 98 回 古代の土器研究会』発表資料

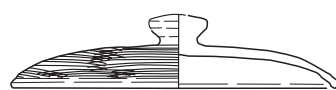
31 大毛池田 杯A (平城Ⅲ)



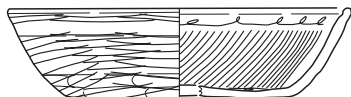
48 大瀬 杯A (飛鳥Ⅴ～平城Ⅱ)



56 西川原 杯B蓋



32 大毛池田 杯A (平城Ⅱ)



49 清洲城下町Ⅰ 杯C



57 西川原 杯C



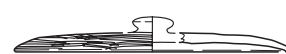
33 大毛池田 杯A (平城Ⅱ～Ⅲ)



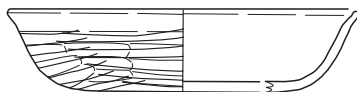
50 清洲城下町Ⅰ 皿A (飛鳥Ⅴ～平城Ⅱ)



西川原 杯B蓋



34 大毛池田 杯A (平城Ⅱ～Ⅲ)



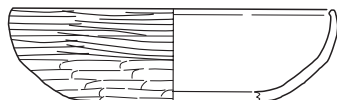
51 清洲城下町Ⅰ 皿A



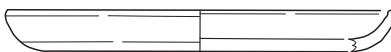
西川原 杯A



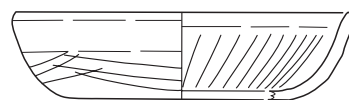
35 大毛池田 杯C



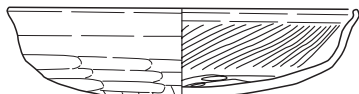
52 清洲城下町Ⅰ 皿A



61 加美 杯A?



37 大毛沖 杯A (平城Ⅲ)



53 清洲城下町Ⅰ 皿B? (平城Ⅲ)



93 片野Ⅰ 杯C



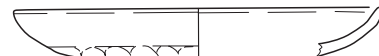
38 三ツ井 杯C



54 清洲城下町Ⅲ 皿A



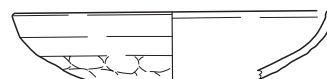
94 片野Ⅱ 皿A



55 清洲城下町Ⅲ 杯A?



95 片野Ⅲ 杯C



96 片野Ⅳ 杯C



1/4 0 20cm

図4 愛知・三重県出土畿内系土師器実測図(1:4)

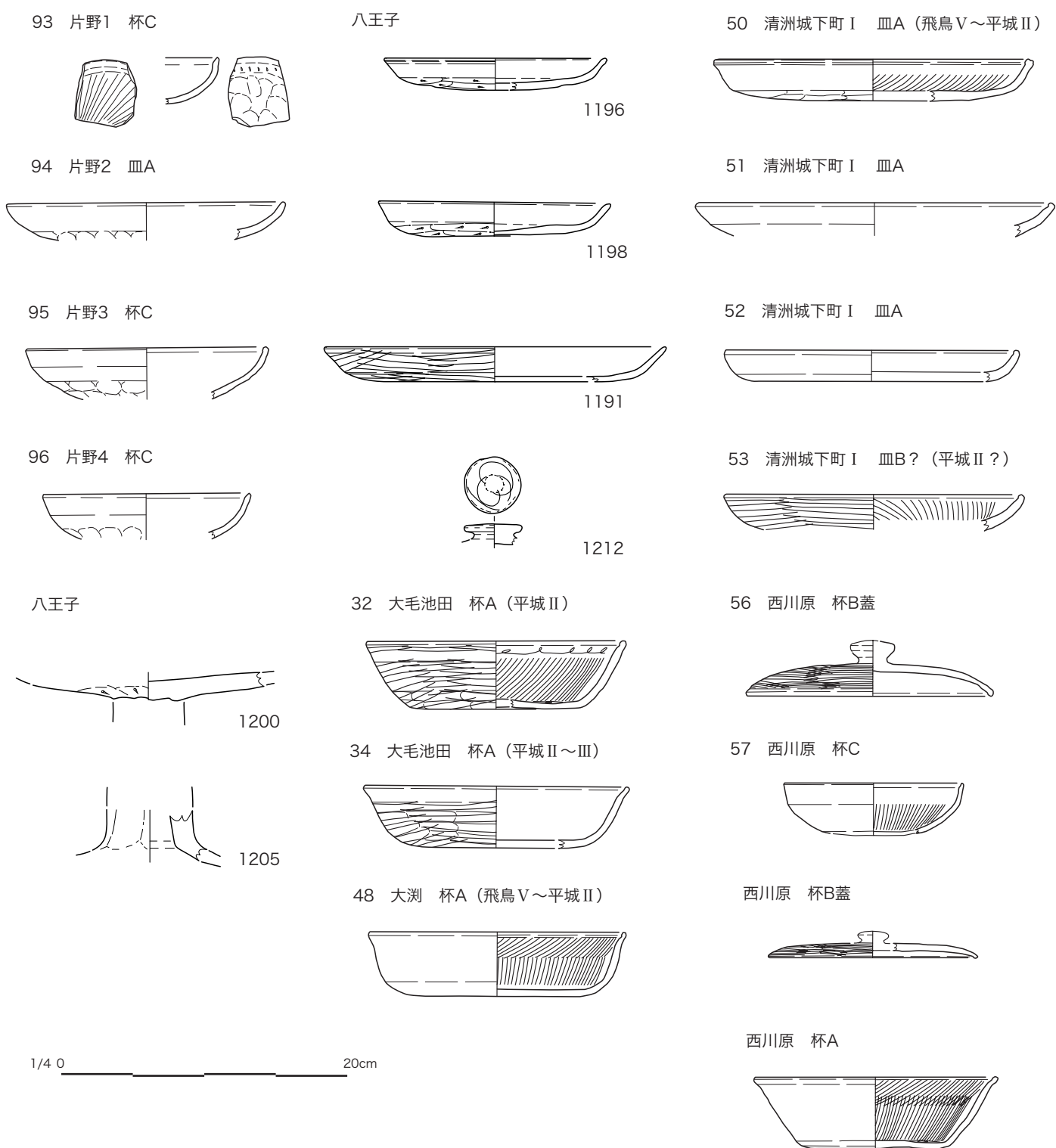


図5 一志郡産およびその可能性が高い畿内系土師器 (1:4)

八王子



1209



1188



1192



1195



1187



1189



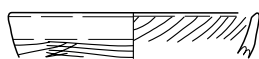
1193



1203



1202

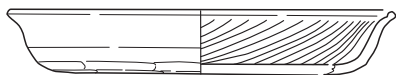


1190

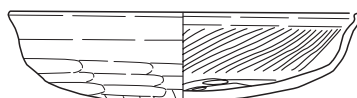


1213

31 大毛池田 杯A (平城Ⅲ)



37 大毛沖 杯A (平城Ⅲ)



38 三ツ井 杯C

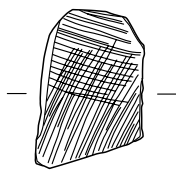


図6 畿内産の可能性が高い一群 (1:4)

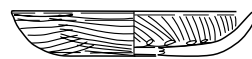
八王子



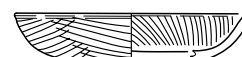
1197



1204



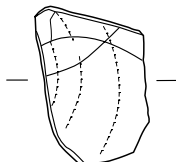
1206



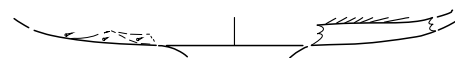
1207



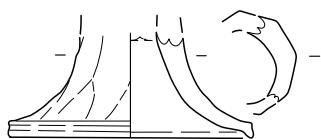
1199



1211



1208



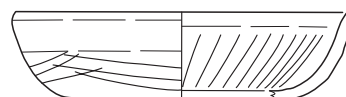
1201



49 清洲城下町Ⅰ 杯C



61 加美 杯A?



1/4 0 20cm

図7 畿内および一志郡以外の地域で生産された可能性が高い一群 (1:4)



産地は不明だが、いずれも他の遺跡にはない特徴を有することから、きわめて在地性が強い畿内系土師器と位置づけられる。

さらに、比較資料として、北勢地域の鈴鹿市河田宮ノ北遺跡出土の一群（103～105）、南勢地域の明和町北野遺跡出土の一群（85～89）、さらに西遠江から出土した畿内系土師器の一群（75～84）も分析に加えた。このうち、西遠江出土の一群はいずれも砂礫を比較的多く含む白っぽい胎土で、内外面に赤彩を施す点に特徴があり、在地性がきわめて強い。胎土分析の結果、愛知県内出土の資料にこれらの地域と共通する特徴の畿内系土師器はなかった。ただし、八王子遺跡の1199（ⅢA）に関しては、斎宮跡出土の土師器に詳しい上村安生氏から、南勢地域産に近い特徴をもつとのご教示を得た。

今回の胎土分析を含めた詳細な検討の結果、愛知県内、特に尾張平野部出土の畿内産（系）土師器のうちの多くが、雲出川下流域の一志郡産であることが判明した。雲出川下流域は弥生時代以来、尾張平野部に土器を供給する地域であり、特に古墳時代前期のS字甕は有名である。しかしながら、尾張平野部から出土する畿内系土師器の量は、一志郡での生産量に較べて微々たるものであり、到底主たる供給地であるとは思えない。前述のように、斎宮への供給量も少なく、時期的にも8世紀中葉以降は生産そのものが急激に衰退することから*、斎宮向けの生産地とも考えにくい。きわめて精良胎土を用いて、緻密に暗紋を施した丁寧な製作技法によってつくられており、一見すると畿内産その物と区別することは困難であることから、やはり主たる供給先は都城であると筆者は考えている。一志郡において畿内系土師器の生産が最も盛んになるのは7世紀末～8世紀初頭頃であり、この時期の形態的特徴が8世紀前半まで維持されるが、8世紀中葉以降は生産規模が急激に縮小し、形態・製作技法ともに在地性が強く、畿内産土師器とはほど遠いものとなる。持統8（694）年に都が飛鳥から藤原宮へと移り、日本

で初めて条坊制を備えた都城が完成する。それまで飛鳥盆地の各地に分散していた各官司が藤原宮内に集中して政務を行なうようになり、律令官人層そのものが急激に拡大する。それにより、土師器供膳具の消費量が増大し、これまでのような大和・河内周辺の生産地だけでは土師器の生産量が不足した可能性が高い。そのため、畿内周縁地域で土師器生産の伝統をもつ一志郡でも、畿内の土師器工人の指導の元に都城へ供給するための土師器生産が開始されたと考えている。藤原宮成立段階には、讃岐の宗吉瓦窯において、藤原宮で使用する瓦を焼いていることがすでにわかっている**。また、讃岐では近年、下川津遺跡や川津一ノ又遺跡から大量に在地産の畿内系土師器が出土しており***、時期的にもほぼ藤原宮期と重なっている****。讃岐産畿内系土師器もこの一志郡産畿内系土師器と同様に、藤原宮への供給を主目的とする土師器生産の可能性が高い。

実際、飛鳥・藤原地域出土の土師器に詳しい西口寿生氏によると、飛鳥・藤原地域には東日本産の土器も含めてきわめて多様な土師器が出土するとのことであり、このなかに一志郡産や讃岐産の畿内系土師器が含まれている可能性はきわめて高いといえよう。しかし、平城京への遷都以降、都城周辺での土師器生産体制が整うに従って、他地域からの土師器供給の必要性がなくなるとともに、一志郡での土師器生産が衰退・在地化していったのであろう。平城宮・京から出土する土師器は斉一化が進んでおり、飛鳥・藤原宮段階のような多様性は認められないようである。尾張平野部からも、8世紀中葉以降に属する在地化した一志郡産の畿内系土師器はこれまで出土していないことから、生産規模が縮小し、供給先の主体が在地へと転換した状況が伺える。

以上、一志郡産の畿内系土師器を中心に、胎土分析の結果と併せて、現在筆者が考えている仮説について述べてきた。ただ、八王子遺跡出土の畿内系土師器のなかには畿内産と推定されるものや、畿内産・一志郡産のいずれでもない一群が存在し

* 伊藤裕偉 2001 「雲出川遺跡における古代の土器」『嶋坂 III』三重県埋蔵文化財センター

** 花谷浩 1993 「寺の瓦作りと宮の瓦作り」『考古学研究』第40巻2号

*** 片岡孝浩 1997 「讃岐の土師器」『研究紀要5 特集7世紀の讃岐』財団法人香川県埋蔵文化財調査センター

**** 古代の土器研究会 2001 『古代土器研究3 ミニ・シンポジウム四国と岡山の7世紀の土器』



ている。今回は畿内の分析資料を手に入れることができなかったため、畿内産と考えている一群が本当に畿内産であるのかについては結論が得られなかった。また、生産地不明の畿内系土師器についても今後の分析で生産地が確定する可能性がある。さらに、畿内、特に飛鳥・藤原地域から一志郡（および讃岐）産の畿内系土師器を抽出できれば、律令国家形成時における土師器の生産・流通体制の解明に大きな手がかりとなるだろう。

4 製塩土器をめぐる問題

八王子遺跡からは、畿内系土師器とともに、大量の製塩土器が出土した。このうち、実測可能な個体については第2分冊に示した78点だが、実際の破片はこの数十倍におよぶ。ところが、このうち知多式製塩土器4類の脚部はわずか5点に過ぎず、それ以外はすべて口縁部ないしは体部の破片であった。これまで、愛知県内で出土した製塩土器の大半は脚部の破片であり、口縁部がこれだけまとまった量出土した例はなかった。愛知県内出土の製塩土器に詳しい森泰通氏によると、八王子遺跡出土の製塩土器は知多式よりも、岐阜県関市重竹遺跡や可児市宮之脇遺跡などから出土する美濃式（森氏の命名による*）に近い特徴を有するとのことであった。そこで、これら八王子遺跡出土の製塩土器についても生産地を確定するために、周辺各地出土のものと併せて胎土分析を行なうこととした。分析方法は、畿内系土師器の項でも述べた、薄片を作成し、顕微鏡で観察して胎土中の鉱物・微化石から粘土の産地を推定する方法である。分析資料は八王子遺跡から24点、重竹遺跡・宮之脇遺跡・東海市松崎遺跡・幡豆郡幡豆町御堂前遺跡・豊橋市市道遺跡・豊田市梅坪遺跡・幡豆郡一色町佐久島表採資料が各5点、海部郡佐織町川田遺跡が8点の計67点である。このうち、八王子遺跡は杯部が20点で脚部4点、重竹・宮之脇・川田遺跡はすべて杯部、松崎遺跡

は杯部3点脚部2点、御堂前遺跡は底部1点脚部4点、市道遺跡は杯部3点脚部2点、梅坪遺跡・佐久島はすべて脚部である。所属時期は八王子遺跡出土資料に合わせて7世紀末～8世紀前半に合わせるよう努力したが、御堂前遺跡・佐久島出土資料はやや時期幅がある。

結果は第2分冊の一覧表のとおりである。驚くべきことに、八王子遺跡の杯部20点のうち、15点が宮之脇遺跡の胎土と共通する瑞浪層群の粘土を用いていることが明らかとなった（宮之脇I）。なお、脚部4点のうち、2点は佐久島の胎土と共通する。さらに、川田遺跡の杯部8点中6点も八王子遺跡同様、宮之脇遺跡と共通することがわかった。宮之脇遺跡周辺は木曽川中流の川湊として近世まで物資の集積地として栄えた。八王子・川田遺跡とも木曽川下流域に属することから、長良川流域の重竹遺跡ではなく、宮之脇遺跡と共通する点では納得できる。しかし、製塩土器は本来海浜部の生産地でできた塩を内陸へ供給するためのものであることから、海から陸への動きが通常であるが、ここでは全く逆の動きを示している。ただし、この美濃式製塩土器は海水を煮詰めて塩をつくる文字通りの製塩土器ではなく、製塩遺跡から持ち込まれた粗塩を精製するために、詰めて再度焼くための、いわゆる焼塩土器である。

今回、畿内系土師器・製塩土器とともに、甕の胎土分析も同様の手法で行なっている。その結果、八王子遺跡出土の甕12点のうち、1点だが宮之脇遺跡と共通する胎土のものが確認された。近年、尾張平野部から出土する古代の土師器甕の研究が進み、7世紀代は伊勢（南勢地域）、8世紀代は美濃から甕が供給されていることがわかってきた。この8世紀代の土師器甕の主たる生産地と推定されているのが、前述の可児市宮之脇遺跡である。今回の胎土分析を依頼した藤根久氏によると、八王子遺跡周辺では、基盤層が砂層であることから土器を焼成するのに適当な粘土は得られないとのことである。とすれば、7世紀以降、尾張平野部における土師器生産はすでになく、基本的に他地

* 森泰通 1997 「東海地方における消費地出土の製塩土器―特に固形塩の問題をめぐる―」『シンポジウム 製塩土器の諸問題―古代における塩の生産と流通―』塩の会 シンポジウム実行委員会

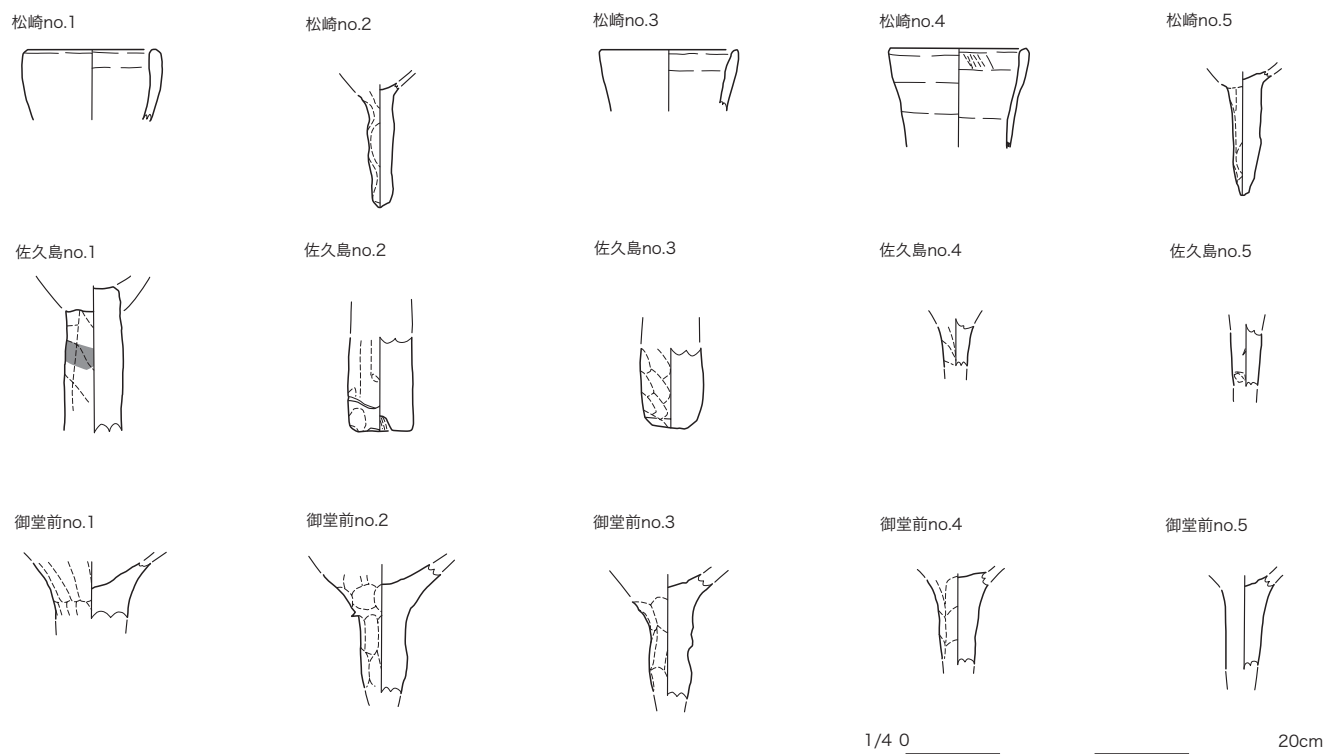


図8 製塩遺跡より出土の製塩土器（1：4）

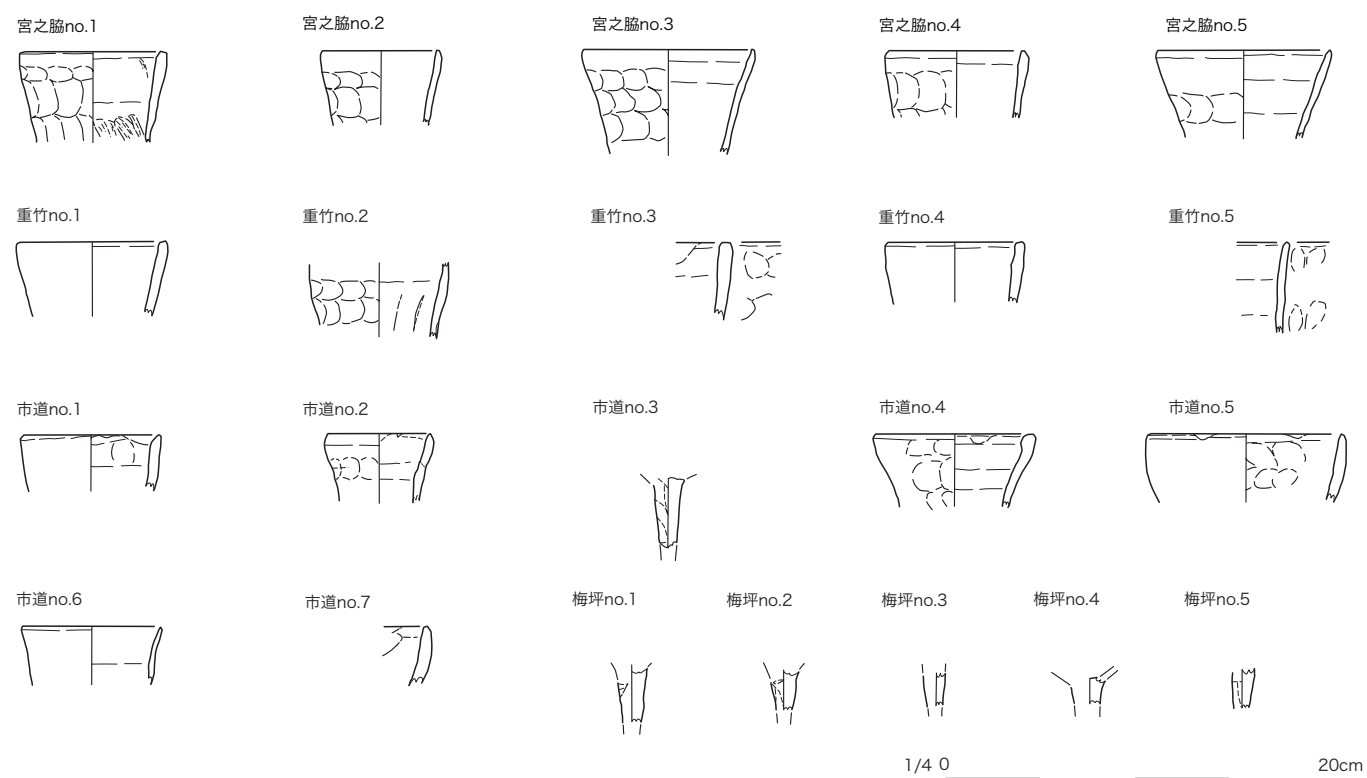


図9 内陸の消費遺跡より出土の製塩土器（1：4）



域から供給品で賄われていた可能性が高い。おそらく、製塩土器（焼塩土器）も甕とともに、可児市周辺から木曽川を通じて尾張平野部にもたらされたものと考えられる。

この製塩土器の胎土分析結果が、八王子遺跡のみであれば、八王子遺跡の特殊性として遺跡の性格に反映させることも可能である。しかしながら、川田遺跡においても、同様に木曽川中流域から製塩土器（焼塩土器）の供給を受けていることがわかった。八王子・川田遺跡から出土した美濃式製塩土器はきわめて薄く、しかも小破片でしかない。ともすれば、土師器甕の破片として見落とされがちなものである。今回、この両遺跡では意識してこの土器を抽出することに努めたために、比較的まとまった量の美濃式製塩土器が尾張平野部に進

出していることを初めて突き止めることができた。しかし、これまで我々が調査してきた遺跡においてもこのような土器片はすでに出土していたが、上記のような理由で遺物整理の際に見落とされていた可能性も否定できない。現在、文化庁の指導によって出土遺物の収納のランク分けが本センターにおいても行われている。報告書の作成時点で意識的に抽出しなければ、土師器甕の破片として（しかもほとんどが接合不能）処理されるであろう、これらの製塩土器片は、おそらく C2 ランクあるいは D ランクとして分類され、二度と人目に触れることはなかったであろう。今後とも、出土遺物の整理には、細心の注意を払う必要があることを自ら肝に銘じて小論のまとめとしたい。